

船舶インシデント調査報告書

平成22年1月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

インシデント種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成20年11月17日 06時00分ごろ	
発生場所	島根県松江市地蔵埼東方14海里付近 （概位 北緯35°34′ 東経133°37′）	
インシデント調査の経過	平成21年2月13日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第十八共^{きょうこう}幸丸、11トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 SN2-2261（漁船登録番号）、有限会社共幸水産</p> <p>L×B×D、船質 14.10m（Lr）×3.16m×1.23m、FRP</p> <p>機関、出力、進水等 ディーゼル機関 漁船法馬力数160、昭和58年3月10日</p>	
乗組員等に関する情報	<p>船長 男性 43歳</p> <p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年3月30日 免許証交付日 平成19年3月8日 （平成24年5月20日まで有効）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	主機5番シリンダの吸排気弁、ピストン、シリンダライナ、カム軸が損傷	
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、地蔵埼東方14海里付近においてまき網漁を終えて境港に向け航行中、平成20年11月17日06時00分ごろ、主機が異音を発して停止した。その後、再始動できなくなり僚船にえい航されて境港に入港した。</p> <p>船長は、シリンダヘッドのカバーを外して潤滑油の注油状況を点検したことがなく、吸排気弁についても定期的な整備を行っていなかった。また、主機を月間に300時間～450時間運転しており、3箇月に1回の頻度で潤滑油の交換を行っていたが、入渠した際に機関整備を行っていなかった。</p>	
気象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 2	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船の主機は、航行中に動弁装置の注油管が詰まって注油不足になり、排気弁が、固着気味となってピストンに叩かれ、シリンダ内に落下して停止したものと考えられる。</p>

	<p>本船は、主機の潤滑油が機関取扱説明書に定められている250時間毎の交換時期を大幅に超過して交換していたため、潤滑油の性状劣化が進んでいたものと考えられる。</p> <p>本船は、主機のシリンダヘッドの定期的な整備を行っていなかったことが、吸排気弁の動作不良に関与した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が地蔵埼東方沖を航行中、主機動弁装置の注油管が詰まって注油不足になったため、排気弁が固着気味となってピストンに叩かれ、シリンダ内に落下したことにより発生したものと考えられる。</p>